

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、すべてのステークホルダー(利害関係者)の「期待」を以下のように認識しております。

- (1) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現する。
- (2) グローバル社会の中、社会的使命と責任を果たす。
- (3) 経営理念や経営方針等を具現化し、「信頼される企業」であり続ける。

当社は、これらの「期待」を具現化するため、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題と位置付け、取締役会を中心とした確かつ迅速な意思決定および業務執行体制ならびに適正な監督・監視体制の構築を図るとともに、多様な視点、長期的な視点に基づいたコーポレート・ガバナンス体制を構築し、すべてのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の効率性、透明性を向上させること、そして、株主のみならずに対する受託者責任・説明責任を十分に果たすことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

また、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層強化するため、経営の健全性、公正性の観点からリスク管理、内部統制制度、コンプライアンスへの取組みを徹底し、当社に対する信頼性の向上と自浄能力の増強に努めてまいります。

併せて、コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する当社の取り組み方針や取り組み状況を明確にし、ステークホルダーとの対話の充実を図ってまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### < 補充原則 4 - 2 - 1 >

業務執行を担う取締役の報酬に関するインセンティブにつきましては、賞与によって実施しております。業績連動型報酬制度は、役職と職責に則った企業業績、目標達成度合い等を総合的に勘案し、予め定められた報酬等の総額かつ当該事業年度の利益配分の原因の範囲において、代表取締役会長および代表取締役社長の協議により、支給額を決定しております。

なお、自社株を活用した報酬制度につきましては、現在、導入しておりませんが、継続して検討してまいります。

#### < 補充原則 4 - 11 - 3 >

毎年、期末に、全取締役に対して、取締役業務執行確認書および統制環境チェックシートを徴求し、取締役による自己評価を含めた分析・評価を実施しております。

今後、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行うための適切な方法およびその結果の概要の開示について、実施する方向で分析・評価の仕組みの検討を進めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### < 原則1 - 4 >

当社は、一定額以上の株式取得については取締役会の決議事項と定め、政策保有株式については「関係会社株式でなく、かつ純投資目的以外の目的で保有する株式」と位置づけております。顧客や取引先等の上場株式を保有することにより、「業務提携、共同研究・開発をはじめとした戦略的パートナーとして、取引の維持・発展やシナジー効果が期待できる」あるいは「将来的に双方の中長期的な成長・企業価値の向上に資する」等、リターンが想定できる銘柄については、総合的な検討を行い、保有することを基本方針としております。個々の株式の保有の狙い、合理性については、有価証券報告書【コーポレート・ガバナンスの状況等】に「株式の保有状況」として記載しております。

なお、保有の検討については個々の株式に応じた総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けておりません。具体的には、代表取締役および財務経理担当取締役が主体となって投資対象企業の候補を選定し、判断に必要な情報を収集・精査した上で、当該案件を上程いたします。取締役会は、提示された情報に基づき、審議し、最終的な意思決定を行っております。また、投資後においても経理担当部門による投資対象会社のモニタリングを随時行い、モニタリング結果の報告を受けた財務経理担当取締役は当社の財務状況や、シナジー効果が想定通り発揮されているかどうか等の点を踏まえ、投資の継続の検討を行い、取締役会に定期的に報告しております。

政策保有株式に係る議決権行使については、株主総会招集通知に記載された各議案とその内容について、必要に応じて当該企業の経営方針や経営戦略、経営計画また社会情勢等を勘案の上、検討を行い、適切に行行使することを基本としております。

議案内容が、当該企業の中長期的な企業価値向上につながるか、あるいは、当社の企業価値を毀損させることがないかを確認し、疑義が生じた場合は、当該企業との対話などを通じて、賛否を判断いたします。なお、議案に賛成できないと判断する場合は、当該企業の株式売却について検討することもあります。

#### < 原則1 - 7 >

当社は、「取締役会規程」により、取締役の競業取引および利益相反取引については取締役会の決議事項と定めております。

また当社取締役と当社グループ会社との営業取引関係等については、関連法令に従い有価証券報告書や株主総会招集ご通知に記載しております。

#### <原則3 - 1 >

1. 理念、ビジョンおよび単年度の経営計画、基本方針、経営戦略については、決算説明会等にて発表するほか、説明資料を当社ホームページにて公開しております。(http://www.cresco.co.jp/ir/)

#### 【企業理念】

当社は、企業活動の成長が世界の人々の幸福に可能な限り最大の貢献をすること、そして、そこに働く人々が共に喜びと誇りをもち、自己の能力を最高に発揮できることが企業の使命であると考え、ラテン語で「成長する」という意味を持つ「CRESCO」を社名としております。また、普遍的な理念として、クレスコ憲章を掲げております。

#### <クレスコ憲章>

- 一、クレスコは人間中心、実力本位の会社である
- 一、クレスコは自由、若さ、夢をもつ会社である
- 一、クレスコは最高の技術を発揮する会社である
- 一、クレスコは皆が経営する会社である
- 一、クレスコは世界で生きる会社である

#### 【ビジョン】

CRESCO Ambition 2020

Lead the Digital Transformation

~「クレスコグループ」はデジタル変革をリードします。~

ここ数年で、クラウドやモバイル端末を活用したシステムへの移行、ITシステム基盤の統合や再構築、ビッグデータの分析と活用、ソーシャル・テクノロジーのビジネスの活用など、第3のプラットフォームに関連する領域が著しく成長しました。今後、IoT、スマートロボット、人工知能などの次世代のトレンドと相まって、さらに急激に変化していきます。それは、市場の多様なニーズを満たすためにすべての企業が直面し、体験する「劇的な変化」です。あらゆる企業・団体・産業が、デジタル技術を活用したビジネスモデルの革新を模索する「デジタル変革」のステージを迎えることとなります。

クレスコグループは2016年4月から5ヶ年計画の新ビジョン「CRESCO Ambition 2020」をスタートしました。「クレスコグループはデジタル変革をリードします。」をスローガンに、劇的な変化の時代で更なる成長を目指します。

#### 【2017年度基本方針】

2017年度は、「CRESCO Ambition 2020」の2年目として「期待を超えて、次のステージへ」を基本方針とし、企業価値の向上を図ってまいります。

2. 当社は、すべてのステークホルダー（利害関係者）の「期待」を以下のように認識しております。

- (1) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現する。
- (2) グローバル社会の中、社会的使命と責任を果たす。
- (3) 経営理念や経営方針等を具現化し、「信頼される企業」であり続ける。

当社は、これらの「期待」を具現化するため、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題と位置づけ、取締役会を中心とした確かつ迅速な意思決定および業務執行体制ならびに適正な監督・監視体制の構築を図るとともに、多様な視点、長期的な視点に基づいたコーポレート・ガバナンス体制を構築し、すべてのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の効率性、透明性を向上させること、そして、株主のみならずに対する受託者責任・説明責任を十分に果たすことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。また、コーポレートガバナンスの実効性を一層強化するため、経営の健全性、公正性の観点からリスク管理、内部統制制度、コンプライアンスへの取り組みを徹底し、当社に対する信頼性の向上と自浄能力の増強に努めてまいります。併せて、コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する当社の取り組み方針や取り組み状況を明確にし、ステークホルダーとの対話の充実を図ってまいります。

3. 取締役の報酬等の決定に関する方針と決定プロセスは監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めております。役員報酬は、基本報酬と賞与に分け、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において決定しております。基本報酬につきましては、人事の公平性から原則、役職、職責などをもとに、月額確定報酬基準を決定し、賞与につきましては、業績連動型報酬制度を基本とし、毎期の実績と担当職務の執行状況等を勘案の上、決定しております。基本報酬は定額制として、生活基盤の安定を図るとともに、賞与には業績連動型報酬制度を導入することで、業績貢献度に対する一定のインセンティブ要素を取り入れております。また、決定プロセスにつきましては、監査等委員でない取締役の報酬は、代表取締役2名（会長、社長）で、協議の上、取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。

4. 候補者の指名を行うに当たっての方針と手続につきましては、多様性を鑑みた人材登用を旨とし、当社の企業理念・企業ビジョンに基づき、当社の更なる発展に貢献することを期待できる人物であることを基本に、経験、経営判断能力、リーダーシップ、人格ならびに心身の健康状態などを評価し、選任しております。併せて、管掌部門の問題を適確に把握し、社内外の関係者と協力して問題を解決する能力・知見があること、法令および企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断の上、候補者を選定し、取締役会での審議を経て、株主総会議案として付議することにしております。

5. 候補者の選任理由につきましては、「第29回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類（決議事項）に記載しております。なお、社外取締役の選任理由につきましては、2-1. 会社との関係（2）をご参照ください。

#### （当社ホームページ）

第29回定時株主総会招集ご通知 [https://www.cresco.co.jp/redirect/ir/29\\_soukai\\_syosyu.html](https://www.cresco.co.jp/redirect/ir/29_soukai_syosyu.html)

#### <補充原則4 - 1 - 1 >

当社は、関連法令に従い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を、定款に定め開示しております。当社の取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議すべき事項を「取締役会規程」、「組織・職務管理規程」において定めております。それ以外の業務執行の決定については、その取引の規模や性質などを鑑み、各取締役に委任しております。

#### <原則4 - 8 >

現在、当社では、監査等委員である取締役として2名の独立社外取締役を選任しており、有価証券報告書や株主総会招集ご通知（株主総会参考書類）等にて選任の理由を開示しております。

当社は2名の独立社外取締役に対しましては、必要に応じて事前説明を行う等、十分な情報提供に努めております。また、独立社外取締役の取締役会への出席率は良好であり、また、各々自らの知見に基づき、経営を監督するとともに、改善提案等について活発な発言を行っており、当社が期待する役割を十分果たしております。したがって、現時点では、3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要であると考えておりません。

#### <原則4 - 9 >

社外取締役の選任にあたり、会社法上の社外性要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識も重視しております。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を充たしており、一般株主の皆様と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外取締役に指定するための基準としております。

#### <補充原則4 - 1 - 1 >

当社は、関連法令に従い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を、定款に定め開示しております。当社の取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議すべき事項を「取締役会規程」、「組織・職務管理規程」において定めております。それ以外の業務執行の決定については、その取引の規模や性質などを鑑み、各取締役に委任しております。

#### <補充原則4 - 11 - 2 >

監査等委員であるものを除く取締役は全員が業務執行取締役であり、他の上場企業の社外取締役を兼務しておらず、当社取締役としての業務に専念できる体制となっております。また監査等委員である取締役3名のうち2名は独立社外取締役ですが、当社の社外取締役として十分な時間と労力が確保できるものと判断しております。なお、事業報告および株主総会参考書類において、各取締役の重要な兼任状況を開示しております。

#### <補充原則4 - 14 - 1 >

当社取締役および監査等委員(子会社では監査役)に就任する際には、外部研修機関において、事業戦略・財務・組織・リーダーシップ等をトレーニングする機会を設け、会社経営上の意思決定に必要な知識の取得や業務遂行に求められるマネジメント能力の向上を図っております。また、就任後も外部セミナー等に参加する機会を設け、時勢に応じた新しい知識の習得および研鑽に努めております。なお、社外取締役については、必要に応じて、会社概要、事業課題等の説明や事業所の視察等を行っております。

#### <原則5 - 1 >

##### 【建設的な対話の促進】

代表取締役社長執行役員および取締役常務執行役員財務経理本部長を担当に指定しております。

対話の補助は、広報IR推進室が担当し、対話のアレンジや資料の作成等を行っております。広報IR推進室は、日常的に、他部門およびグループ会社と連携するほか、取締役会や監査等委員会をはじめ、全社的活動である内部統制委員会、コンプライアンス委員会等の事務局を担当する法務部と連携して、組織横断的に幅広く経営情報に接し、対話に必要な情報の収集、整理等を実施する体制を整えております。対話の内容については、代表取締役社長あるいは広報IR推進室長が、適宜、取締役会等にフィードバックし、情報共有を図ることとしております。

##### 【対話機会の創出】

機関投資家・アナリスト向け説明会を四半期毎(年4回)、個人投資家向けに不定期(年4～6回程度)に個人投資家説明会を開催するとともに、株主や投資家に対しては海外を含むカンファレンスへの参加や個別訪問を通じて、当社株式や経営プラン、決算等に係る説明を行い、様々なご意見やご質問を頂くことを旨としております。

##### 【日常的なIR活動】

広報IR推進室が中心となり、資料の取りまとめや関連部署との情報連携の他、電話取材やミーティング(個別訪問、取材対応を含む)等の対外活動、情報の発信(適時開示、ニュースリリース等)、IRサイトの作成・管理、各種IRツールの作成等を行っております。

##### 【情報の管理】

決算発表資料を準備している間に株価に影響を与える情報が漏れてしまうことを防ぐために、当社は、各四半期の決算発表日から遡る3週間を「自粛期間(クワイエットピリオド)」と決めて、IR活動を自粛しております。また、説明会や各種ミーティングを問わず、株主との対話に当たっては、未公表の重要事実の取り扱いについて、株主間の平等(フェアディスクロージャー)を徹底すべく、金融商品取引法等の関連法令を遵守することはもとより、インサイダー取引防止を目的とした社内規程「インサイダー取引防止規程」に基づき、情報管理に努めております。併せて、説明会や各種ミーティングの場には、広報IR推進室長が対話の場に同席し、当社から発信する情報の一元管理に努めております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社イワサキコーポレーション	34,396,624	28.66
浦崎雅博	11,818,832	9.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 信託口	773,900	6.44
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	490,000	4.08
佐藤和弘	484,300	4.03
クレスコ従業員持株会	461,972	3.84
田島裕之	444,800	3.70
岩崎俊雄	302,864	2.53
資産管理サービス信託銀行株式会社 年金信託口	218,300	1.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 信託口	189,500	1.57

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

#### (1) 子会社の異動 等

- 2015年4月1日付にて、株式会社エス・アイ・サービスを完全子会社化いたしました。(ERP事業の強化)
- 2015年4月1日付にて、ワイヤステクノロジー株式会社とクレスコ・アイディー株式会社を統合し、クレスコ ワイヤレス株式会社として、営業を開始いたしました。(近距離通信の強化)
- 2015年5月、子会社 株式会社シーリーの株式を追加取得し、100%子会社化いたしました。
- 2015年10月1日、メディア・マジック株式会社を子会社化しました。クレスコグループにおける関西拠点の拡大を図ります。
- 2016年4月1日付にて、株式会社エス・アイ・サービスをクレスコ・イー・ソリューション株式会社に統合いたしました。

#### (2) 機関設計の変更

2015年6月、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立を目指してまいります。

なお、子会社につきましては、機関設計の変更はありません。(監査役設置会社)

#### (3) 企業グループ間の取引について

開発案件により、グループ内でのニアショア開発(地方分散開発)や労働者派遣を実施する他、製品・サービス等の仕入れおよび販売を行っております。本社・管理部門における取引開始時の確認の他、監査等委員や内部監査室による監査によって、取引内容の事後的確認を行っております。また、重要な取引につきましては、取締役会での承認や定期報告の実施を通じて、健全性および適正性の確保に努めております。

#### (4) 執行役員制度について

2016年6月、取締役会の意思決定に基づく、現場実務レベルでの意思決定を迅速に行い、業務遂行機能の強化を図るとともに、経営幹部の育成および当社の競争力の強化等を図るため、執行役員制度を導入いたしました。経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分担の明確化に努め、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立を目指してまいります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 <span style="background-color: orange; color: white; font-size: small;">更新</span>	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
白井義眞	弁護士													
佐藤治夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

白井義真			昭和60年、白井法律事務所を開設。現在、白井総合法律事務所 所長。当社と白井総合法律事務所の間には、弁護士業務に関わる顧問契約を締結しておりますが、金銭的重要性はございません。	白井氏は、弁護士として企業法務を中心に長年に渡る豊富な業務経験を有しており、法的観点のみならず、幅広い見識から取締役の業務執行等に対する監査を実施しております。平成4年に当社社外監査役に就任以来、独立した立場から監督、助言を行い、会社の業務執行の適正性等を確保する役割を履行しており、同氏による当社の事情、業界の商慣習や特性を踏まえた客観的中立的な立場からの意見陳述、助言等は的確なものであり、傾聴すべきものと認識しております。社外取締役の招聘においてはあくまで人物本位であり、同氏は当社経営陣と直接の利害関係は全く存在しておらず、顧客との取引に対する意思決定についても影響を及ぼすことはございません。また、東京証券取引所が定める独立性基準および開示加重要件のいずれにも抵触しておらず、一般株主との利益相反の問題は生じることはないと判断しております。23年間、当社社外監査役を歴任し、当社の事情に精通していることは大変有意義なことであり、今後は独立性の高い社外取締役である監査等委員として、当社取締役の業務執行状況を厳しくチェックいただき、コーポレートガバナンス体制の強化に寄与していただけるものと考えております。(2015年6月1日をもって、独立役員に指定いたしました。)
佐藤治夫				佐藤氏は、企業経営に関する幅広い知識と見識を有する他、情報システムコンサルティング並びに情報システムの企画、設計及び開発等に関する豊富な経験と知識に基づき、独立した中立的な立場から、取締役の監視等、適切な職務が遂行されることを期待し、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。社外取締役の招聘においてはあくまで人物本位であり、同氏は当社経営陣と直接の利害関係は全く存在しておらず、顧客との取引に対する意思決定についても影響を及ぼすことはございません。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準および開示加重要件のいずれにも抵触しておらず、一般株主との利益相反の問題は生じることはないと判断しております。(2017年5月23日をもって、独立役員に指定いたしました。)

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

補助すべき取締役は設けておりませんが、監査等委員会が補助すべき使用人を要する場合、法務部を監査等委員会の職務を補助すべき組織とし、法務部の社員が監査等委員会スタッフを兼務いたします。なお、監査等委員会スタッフの任命・異動については、監査等委員会の事前の同意を必要としております。

監査等委員会スタッフは、当該職務に必要な調査(モニタリングを含む)を行う権限を有し、監査等委員会の指揮命令のもと、その指示に従い、監査等委員会の職務を補助いたします。また、監査等委員会から指示を受けた場合は、当該業務を他の業務に優先して遂行するとともに、当該業務に関して、監査等委員である取締役以外の取締役の指揮・命令を受けないものとして、指示の実効性を確保しております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は東陽監査法人に会計監査人を委嘱しております。当社の監査体制は、監査等委員会、会計監査人による専門的な立場からの会計監査を主体とした監査および内部監査から構成される三様監査を採用しています。

監査等委員会、会計監査人および内部監査室との相互連携につきましては、監査等委員会は、会計監査人および内部監査室から適宜それぞれの監査の方法と結果について報告を求めるほか、主として常勤監査等委員が、個別に情報交換を実施しております。また、内部監査室においても、監査等委員会から要請があった場合には、適宜報告および情報交換を行うほか、会計監査人とも個別に情報交換を行っております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

取締役会の監督機能強化を目的として、代表取締役などと直接の利害関係のない独立した有識者や企業経営の経験者などから選任すべきものと考えております。また、執行状況に対する客観的かつ厳格な監督機能を発揮すべく、業界特性や専門的な知見は必須のものと考えております。選任基準は、会社法上の「社外性要件」ならびに東京証券取引所が定める「独立性基準」の充足と人物重視を旨とし、執行状況に対する客観的かつ厳格な監督機能を発揮すべく、以下の点に留意しております。

- ・当社企業グループ以外から招聘する。
- ・一定の企業等に依存しない。
- ・当社企業グループおよびその関係者との直接の利害関係が存在しない。
- ・業界特性に関する知見や専門的な知見を有する。

#### 主な活動

1. その独立性から、経営トップへの忌憚のない質問や意見具申を行う。
2. 取締役会における重要事項の審議・決定に際し、適正で、善管注意義務に违背していないか監視する。
3. 企業の経営姿勢や健全性の基準については客観的な視点から意見具申を行う。
4. 経営方針等について、社外における常識や経験に基づいた客観的な監査を行う。
5. 内部統制の整備状況のチェックやリスク対応について客観的に問題点を取り上げ、コーポレート・ガバナンスを推進する。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

### 該当項目に関する補足説明

役員報酬は、基本報酬と賞与に分け、賞与には業績連動型報酬制度を導入することで、業績貢献度に対する一定のインセンティブ要素を取り入れております。

業績連動型報酬制度は、役職と職責に則った企業業績、目標達成度合い等を総合的に勘案し、予め定められた報酬等の総額かつ当該事業年度の利益配分の原資の範囲において、代表取締役会長および代表取締役社長の協議により、支給額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明 更新

報酬等については、報酬総額が1億円以上の者はありませんので、事業報告では、取締役および監査役の報酬等につき、支給人数および支給額の総額を表示しております。

(当社ホームページ)

事業報告(第29回定時株主総会招集ご通知)[https://www.cresco.co.jp/redirect/ir/29\\_soukai\\_syosyu.html](https://www.cresco.co.jp/redirect/ir/29_soukai_syosyu.html)

有価証券報告書:<https://www.cresco.co.jp/ir/library/securities.html>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、基本報酬と賞与に分け、株主総会で決議(2015年6月19日 定時総会)された報酬枠の範囲内において決定しております。

基本報酬につきましては、人事の公平性から、原則、役職、職責などをもとに、月額の設定報酬基準を決定し、賞与につきましては、業績連動型報酬制度を基本とし、毎期の実績と担当職務の執行状況等を勘案の上、決定しております。

基本報酬は定額制として、生活基盤の安定を図るとともに、賞与には、績連動型報酬制度を導入することで、業績貢献度に対する一定のインセンティブ要素を取り入れております。

### 【社外取締役のサポート体制】

取締役会および監査等委員会等の事務局である法務部がサポートを担当しております。取締役会、監査等委員会の開催連絡等につきましては、「取締役会規程」、「監査等委員会規程」に基づき、電子メールで届く体制となっております。

社外取締役(監査等委員を含む)に対しては、事前に取締役会ならびに監査等委員会の資料を送付し、法務部が、必要に応じて、事前に議案の内容について説明や追加資料の提供を行っております。なお、特に重要な案件につきましては、常勤監査等委員または法務部長が事前に個別説明に赴くようにしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、すべてのステークホルダー(利害関係者)の「期待」を以下のように認識しております。

- (1) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現する。
- (2) グローバル社会の中、社会的使命と責任を果たす。
- (3) 経営理念や経営方針等を具現化し、「信頼される企業」であり続ける。

当社は、これらの「期待」を具現化するため、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題と位置付け、取締役会を中心とした確かつ迅速な意思決定および業務執行体制ならびに適正な監督・監視体制の構築を図るとともに、多様な視点、長期的な視点に基づいたコーポレート・ガバナンス体制を構築し、すべてのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の効率性、透明性を向上させること、そして、株主のみならずに対する受託者責任・説明責任を十分に果たすことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

また、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層強化するため、経営の健全性、公正性の観点からリスク管理、内部統制制度、コンプライアンスへの取組みを徹底し、当社に対する信頼性の向上と自浄能力の増強に努めてまいります。

併せて、コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する当社の取り組み方針や取り組み状況を明確にし、ステークホルダーとの対話の充実を図ってまいります。

### 企業統治の体制

当社はコーポレート・ガバナンス体制として、取締役会、常務会、経営会議、監査等委員会、内部監査室および会計監査人を設置しております。また、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、企業グループ全体を統括する体制として、内部統制委員会およびコンプライアンス委員会を設置しております。

#### (1) 取締役会について

取締役会は監査等委員以外の取締役7名および監査等委員3名で構成し、代表取締役会長が議長を務め、月1回、定期開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は当社の経営方針および事業計画、資本政策等、企業経営上の重要事項をすべて審議し、意思決定を行うとともに、当社企業グループ各社の重要事項に対する承認や職務執行状況の監督を行っております。

また、当社の取締役は、定款により、その員数を監査等委員以外の取締役は12名以内、監査等委員である取締役は4名と定めており、有価証券報告書提出日における員数は監査等委員以外の取締役は7名、監査等委員である取締役は3名であります。なお、当社の社外取締役は2名で、いずれも監査等委員であります。

なお、取締役の任期は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、業務執行取締役については1年、監査等委員については2年としております。

#### (2) 常務会について

常務会は、取締役の職務の執行が効率的かつ適正に行われていることを確保するため、常務会を設置しております。常務会は、常務執行役員以上の常勤業務執行取締役全員および常勤監査等委員全員によって構成し、代表取締役社長が議長を務め、月1回以上、開催しております。常務会は、月次報告(計数報告含む)、取締役会に付議すべき事項の決定ならびに取締役会の決議事項に基づく、業務執行に必要な答申・審議等を行っております。

#### (3) 監査等委員会について

取締役の職務執行や当社企業グループ各社の経営に関わる職務執行状況に関する適法性や妥当性の観点から、監査および監督を行うため、監査等委員会を設置しております。社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成し、監査等委員から互選された委員長が議長を務め、月1回、定期開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。

各監査等委員は、監査等委員は、それぞれの専門的な立場において豊富な経験と高い見識を有する他、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、内部統制システムを活用した監査および監督を実施するほか、監査等委員会が定めた方針等に従い、取締役等に必要な報告や

調査を求め、重要な決裁書類等を閲覧しております。

また、取締役会や内部統制委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席や内部監査室、会計監査人等と連携し、経営に対する監査および監督機能の強化を図っています。当社企業グループ各社に対しても内部監査室およびグループ事業推進本部との連携を図るほか、グループ監査役連絡会議(子会社の監査役を交えた連絡会議)を定期的開催し、その経営状況のモニタリングを適宜行っております。

なお、当社は、改正会社法で責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、監査等委員である取締役がその期待される役割を十分に発揮すべく、会社法第427条第1項の規定に基づき、3名の監査等委員(波多腰氏、白井氏、井手氏)と責任限定契約を締結しております。本契約により、当社に対する損害賠償責任を法令の限度において、免除することができます。

#### (4)経営会議について

取締役会の決議事項および常務会の決定事項に基づく、業務執行に関わる事項を協議する機関として、常勤業務執行取締役全員および執行役員全員で構成される経営会議を設け、業務執行の迅速性を確保するとともに、構成員からの職務の執行状況の報告を受けることにより監督機能も果たしております。経営会議は、代表取締役社長が議長を務め、月1回以上、開催しております。

なお、すべての構成員に招集権が付与されており、必要に応じて機動的な活動を行っております。

#### (5)内部監査室について

内部監査室は、有価証券報告書提出日現在、3名で構成し、当社企業グループ各社に対し、計画的、網羅的な監査を実施し、必要に応じて業務運営や財産管理および情報資産の実態を調査し、業務の適正な執行に関わるコンプライアンスの強化や情報セキュリティの確保および効率性の増進に努めております。

監査業務のほか、内部統制委員会、コンプライアンス委員会等の会議への出席、各種調査を実施し、代表取締役ならびに監査等委員会(子会社の場合は監査役)に報告を行っております。監査の種類は以下のとおりです。

##### 業務監査

業務および制度の運用状況が、諸規程、手続き、方針に準拠して、経営上適正かつ妥当であるか否かを監査いたします。

##### 会計監査

当社企業グループ各社の取引が正当な証拠書類により、事実に基づいて表示され、帳票が法令および諸規程に準拠して、適正に記録、保管されているか否かを監査いたします。

##### 情報セキュリティ監査

個人情報をはじめとする当社の情報資産がセキュリティに係る規程類に準拠して、適正に取扱われているか否かを監査いたします。

#### (6)会計監査人について

会計監査人は東陽監査法人を選任しており、定期的な会計監査のほか、経営管理上の課題や問題点について随時相談・確認を行い会計処理の透明性と適正性の確保に努めております。会計監査人は、それぞれの監査の目的を達成するため、監査等委員(子会社の場合は監査役)、内部監査室と、相互の信頼関係を基礎としながら、緊張感のある協力関係のもとでの適切な連携を図っております。双方向のコミュニケーションを重視し、監査上の必要な事項について情報提供と意見交換を行い、連携が適切に行われるよう努めております。

なお、平成28年3月期の会計監査業務を執行する公認会計士は、田久保謙氏、高木康行氏、菊地康夫氏の3名であり、いずれも継続監査年数については7年以内であります。また、監査業務に係る補助者は公認会計士8名、その他(公認会計士試験合格者)1名で構成されております。

#### (7)内部統制委員会について

内部統制委員会は、リスク管理体制を含めた内部統制システムの整備および運用評価ならびにガバナンス体制の強化を推進するため、取締役会で定めた「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、法令および定款への適合性に関する重要な問題に対処し、内部統制システムの構築と運用における有効性の確保を図っております。また、規程・ルール等の制定、運用支援を行うとともに、企業倫理およびコンプライアンス意識の醸成を図り、当社企業グループを横断的に統括しております。

参考:【内部統制システム等に関する事項】

#### (8)コンプライアンス委員会について

コンプライアンス委員会は、内部統制委員会の下部組織として、当社企業グループのコンプライアンスに係る重要決定事項の通達、実務上の課題の洗い出しならびに問題点の検討を行い、コンプライアンス経営行動基準、個人情報保護に関するルール、秘密情報や営業情報などを含めた企業内情報、情報セキュリティの重要性について啓蒙していくとともに、施策の検討・導入・教育・モニタリングという一連の流れの中でグループコンプライアンス体制の強化を図っております。

##### 【コンプライアンスの基本方針】

・クレスコおよびグループ各社の使命はコンピューターソフトウェア開発事業およびそれに関連する各種サービスを通じて顧客満足の向上、社会の発展に寄与することであり、そのためにグループ全体で企業倫理・法令等の遵守を重視した経営を推進します。

・この方針を徹底するため行動基準を制定し、グループ各社、各位はこの基準を遵守して行動します。

・当基本方針と行動基準の周知徹底を図り、監督指導や問題解決処理を通じてコンプライアンス経営、適正な内部統制システムの実践に努めます。

##### 【コンプライアンス委員会の意義および役割】

本委員会は、経営環境の変化に対応して、想定されるリスクの洗い出しを行い、規程類の整備、モニタリング、運用評価および改善・指導を通じて、グループコンプライアンス経営を強化する役割を担う。

(1)内部統制委員会の指示事項への対応

(2)情報資産管理に関する事項への対応

(3)危機管理に関する事項への対応

(4)法令等に適合した職務執行の確保に関する事項への対応

(5)業務の適正性を確保に関する事項への対応

(6)体制の整備および運用状況に関するモニタリングとマインドの浸透

(7)コンプライアンスの実態把握とリスクの洗い出し

(8)コンプライアンスに係る意見交換と情報共有

(9)その他コンプライアンスに係る事項

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、2015年6月に、透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上を両立し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

監査等委員会設置会社への移行により、3名の監査等委員(うち2名は社外取締役)である取締役は、取締役会において、議決権を有することとなりますので、取締役会の監督機能の強化に資するものと考えております。

取締役会は、社外取締役2名を含む全取締役で構成され、原則、毎月開催となっております。執行体制につきましては、取締役会の決定する基本方針に基づき、代表取締役が経営の全般的業務を執行し、その他の取締役が組織・職務管理規程に定める業務分掌と職務権限により各業務執行部門を統轄し、執行役員が取締役会議および組織・職務管理規程に定める業務分掌と職務権限に基づいて職務を執行しております。

内部統制、リスク管理につきましても法務部、内部監査室が内部統制委員会(委員長:代表取締役社長、常勤監査等委員も出席)、コンプライアンス委員会と連携して、内部統制システムが適切に機能しているか否かについて客観的な立場からモニタリングを実施しております。

したがって、経営の監視機能、代表取締役、その他各業務執行取締役および各執行役員の業務執行に対する牽制機能と監督機能は担保されているものと考え、現状のガバナンス体制を採用しております。

#### リスク管理体制の整備状況

当社企業グループでは、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を構築するために、リスクについての調査を行い、重要なリスクの洗い出しを行っております。これらのリスクに対する予防と発生した場合の対応体制および各担当部署のリスク管理体制を整備するため、「リスク管理規程」を定め、リスクカテゴリー毎の管理担当部門を設置するほか、重要なリスクから優先して具体的な対応計画を策定し、法務部を主管とする内部統制委員会およびコンプライアンス委員会と連携して、全社的なリスク管理体制の整備を行っております。その他、グループ企業各社においても、各々の業務・特性・リスクの状況等を踏まえ、リスク管理のルールを制定しております。

直面する事業リスク等に対する管理の重要性を十分認識した上で、体制強化や管理手法の高度化を図るとともに個々のリスクのコントロールを行い、経営の健全性の確保と収益力の向上を実現するため、リスク管理に取り組んでおります。

#### 内部監査および監査等委員会による監査

##### 内部監査および監査等委員会の組織、人員および手続

内部監査による監査は内部監査室が行っており、人員は3名であります。予め定めた計画に従い、会議への出席、ヒアリング調査、現地調査を実施し、代表取締役ならびに監査等委員会に報告を行っております。内部監査室は、当社企業グループを対象として業務の適正な運営、改善、効率化を図るべく、内部監査規程に基づき、計画的、網羅的な内部監査業務の実施により、コンプライアンスの強化を図っております。

監査等委員会による監査は、監査等委員3名(うち、社外取締役2名)が行っております。内部統制システムを活用した監査および監督を実施する他、取締役会、常務会および経営会議への出席、各役員(子会社含む)へのヒアリング、内部監査報告書や部門責任者からの報告書の徴求の他、稟議文書等の精査や部門会議への出席を通して、取締役、執行役員の職務執行状況を監視し、法令や定款等のコンプライアンスを軽視した経営を行う恐れがある場合、取締役および執行役員ならびに取締役会に対して必要な助言や勧告を行い、事態を未然に防ぐ役割を果たしております。

#### ・監査等委員会と会計監査人の連携状況

当社は、会計監査人を設置し、東陽監査法人との間で会社法および金融商品取引法に基づく監査契約を締結しております。監査等委員会と会計監査人は、監査の効率化を目指し、まず年度初めに相互の間で明確な監査計画・監査体制の状況を確認しております。また、監査等委員会と会計監査人は定期的に会合を開催し、監査結果や改善点などを話し合い、取締役会に監査等委員会の意見としてフィードバックしております。

#### ・監査等委員会と内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査室と相互の連携を図っております。年度初めのミーティングにおいて、内部監査室から監査等委員会に対して年度計画の説明と相互の計画についての意見交換を行います。また、内部監査室より実施した内部監査の状況と結果を監査等委員会に報告するとともに、監査計画に基づく直近の監査予定部門の着目点等の意見交換を行っております。

#### 社外取締役

##### 当社における社外取締役の企業統治において果たす機能および役割

当社の社外取締役は2名で、いずれも監査等委員であります。各社外取締役と当社との人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係について、特筆すべき事項はありません。社外取締役は全員、当社企業グループ以外から招聘し、経営に対する客観的な視点導入を図っております。また、現行の社外取締役2名につきましては独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないことから、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ております。

なお、認識しております社外取締役の主な役割は以下のとおりです。

- ・独立の立場から、経営トップへの忌憚のない質問や意見具申を行う。
- ・論点や争点を明確化し、建設的な議論を提起する。
- ・取締役会における重要事項の審議・決定に際し、適正で、善管注意義務に違背していないか監視する。
- ・独立性、公正性を保ちつつ、厳格な立場から全議案を精査して、議決権を行使する。
- ・企業の経営姿勢や健全性の基準については客観的な視点から意見具申を行う。
- ・経営方針等について、社外における常識や経験に基づいた客観的な監督を行う。
- ・内部統制の整備状況のチェックやリスク対応について客観的に問題点を取り上げ、予防監査を推進する。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知につきましては、株主が十分な議案の検討時間を確保できるよう、外部会計監査人による適切な監査時間の確保等に配慮しつつ、発送の早期化に努めております。なお、招集通知の早期開示につきましては、当社ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイトにて発送日前の公表に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会を株主との建設的な対話の場であると認識し、より多くの株主に出席いただけるよう配慮を行うべきとの認識から、集中日を避けた開催日程の設定を行っております。
招集通知(要約)の英文での提供	要約の英訳版を作成し、ホームページで公開しております。
その他	株主総会における議案を含む目的事項の理解を促進するため、招集通知においては分かりやすい説明を心掛け、株主の適切な判断に資すると考えられる情報を適確に提供できるよう努めております。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針、重点施策の概要説明資料の掲載</li> <li>・招集通知の自社サイトへの掲載</li> <li>・議決権行使結果の自社サイトへの掲載</li> <li>・株主総会等で使用した資料の掲載</li> </ul>

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>当社は以下の基本方針に基づきIR活動を推進してまいります。</p> <p>1. IR活動の目的と基本姿勢            当社のIR活動は「株主や投資家の皆様に、当社の企業経営、企業活動の内容を理解してもらうことによって、当社の価値を正当に評価していただくための活動である」と捉えております。その為にも「充実した情報(経営戦略、業績等)」を「公平」「正確」「適時」にお伝えすることを基本姿勢としております。</p> <p>2. 開示の基準            当社では証券取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則に従って開示を行っております。また、関係法令に該当しない情報についても、株主、投資家の皆様のご期待に応えるべく、できるだけ積極的かつ公平に開示する方針を持っております。</p> <p>3. 情報の開示方法            当社が公開する情報は有価証券報告書等の財務局提出、東京証券取引所が提供する開示システム(以下、TDnet)の利用、会社説明会の開催等により、開示しております。また株主の皆様には事業報告書を送付させていただき、事業の進捗状況をお伝えしております。</p> <p>4. 将来の見通しについて            当社が開示する情報の中には、「将来の見通しに関する記述」が含まれている場合がありますが、これら予測は、現在入手可能な情報に基づくものであり、経済情勢や市場動向の変化などによって、将来の見通しが実際の業績と異なる可能性があります。</p> <p>5. 当ホームページの位置づけ            当ホームページでの情報開示はあくまで補助的な開示手段と考えております。従って、関係法令に基づく開示も併せてご覧下さい。また、情報内容につきましても、必ずしも報道機関等に対して発表された物と同一でない場合や全ての発表された情報が掲載されているわけではありません。</p> <p>6. IR自粛期間について            決算発表資料を準備している間に株価に影響を与える情報が漏れてしまうことを防ぐために、当社は、各四半期の決算発表日から遡る3週間を「自粛期間(クワイエットピリオド)」と決めて、IR活動を自粛しております。この期間中は、決算内容に関してコメントすることや質問にお答えすることを控えていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	

個人投資家向けに定期的説明会を開催	2016年度から原則、年4～6回程度、広報IR推進室長(代表取締役社長が参加する場合あり)による説明会を実施しております。開催時の配布資料等は、ホームページに掲載しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2015年度から原則、年4回(四半期毎)、代表取締役社長による説明会を実施しております。開催時の配布資料等は、ホームページに掲載しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会等を通して、国内投資家と差分のない公平な開示と対応に努めております。 (1)証券会社主催による説明会(カンファレンス)の参加 (2)四半期毎の個別面談、電話会議などの方法による説明の実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRポリシーに基づき、タイムリーな情報開示に努めております。掲載している情報はニュースリリースをはじめ、決算短信、決算説明会資料、事業報告書、有価証券(半期)報告書等でございます。なお、一部、英文にて、情報提供を行っております。 ホームページ: <a href="https://www.cresco.co.jp/">https://www.cresco.co.jp/</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR推進室が中心となり、IRに関する業務を統制しております。資料の取りまとめや関連部署との情報連携の他、電話取材やミーティング(個別訪問、取材対応を含む)等の対外活動、情報の発信(適時開示、ニュースリリース等)、IRサイトの作成・管理、各種IRツールの作成等を行っております。 ・IR情報の発信(適時開示、ニュースリリース等) ・IRサイトの作成、管理 ・IRツールの企画 ・IRイベントの開催 ・各種取材対応 ・機関投資家様とのミーティング ・株主様お問い合わせ対応	
その他	建建設的な対話を促進するため、代表取締役社長および取締役執行役員財務経理本部長を担当に指定しております。対話の補助は、広報IR推進室が担当し、対話のアレンジや資料の作成等を行っております。広報IR推進室は、日常的に、他部門およびグループ会社と連携する他、取締役会や監査等委員会をはじめ、全社的活動である内部統制委員会、コンプライアンス委員会等の事務局を担当する法務部と連携するほか、組織横断的に幅広く経営情報に接し、対話に必要な情報の収集、整理等を実施する体制を整えております。対話の内容については、代表取締役社長あるいは広報IR推進室長が、適宜、取締役会等にフィードバックし、情報共有を図ることとしております。 プレゼンテーション資料や事業報告書(クレスコレポート)等は、読みやすく、わかりやすいデザインや株主、投資家のみなさまの視点に立った企画・編集を心掛けております。また、動画を使用した会社概要の提供も行っております。 英語サイトは、日本語サイトの内容をサマリーし、簡潔にまとめております。また、適時開示情報については、要約あるいは、全文翻訳を行い、掲載しております。 広報IR推進室は、IRのみならず、広報・PR担当部門としての機能を担い、新聞・雑誌等のマスコミ対応を行っております。また、質問内容に応じて適宜関連部門および子会社と連携し、マーケティング活動も実施しております。兜倶楽部では、四半期毎にプレス向けの決算記者会見(発表者:代表取締役社長根元浩幸)を行っております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

<p>社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定</p>	<p>当社は、企業活動の成長が世界の人々の幸福に可能な限り最大の貢献をすること、そして、そこに働く人々が共に喜びと誇りをもち、自己の能力を最高に発揮できることが企業の使命であると考え、ラテン語で「成長する」という意味を持つ「CRESCO」を社名としております。</p> <p>&lt; クレスコ憲章 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一、 クレスコ は人間中心、実力本位の会社である</li> <li>一、 クレスコ は自由、若さ、夢をもつ会社である</li> <li>一、 クレスコ は最高の技術を発揮する会社である</li> <li>一、 クレスコ は皆が経営する会社である</li> <li>一、 クレスコ は世界で生きる会社である</li> </ul> <p>クレスコは、事業活動の遂行にあたり、クレスコ憲章を原点としております。そして、株主、社員、顧客、委託先、地域住民など、ステークホルダーの立場を尊重するため、経営理念や経営方針、ビジョンを公表するとともに、各種ポリシーに則った規程、規則等、多岐に渡るルールを規定し、「コンプライアンス経営行動基準」の徹底を通じて、内部統制制度の実効性の向上とコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。</p> <p>また、ステークホルダーに対するコミットメント、コミュニケーションを重視した風土作りにも積極的に取り組んでおります。</p>
<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省が主導しております「Fun to Share」に賛同し、『エコ意識を高め、「今できること」の取組みで低炭素社会へ。』を宣言し、環境負荷の低減(節電、省電力化、ペーパーレス化、リサイクルなど)、調達や選定におけるグリーン購買の推進の他、毎年、5月から9月の間、スーパーカールピズを実施しております。</li> <li>・CSR活動につきましては、高次元のCSRの形として、Environment(環境)、Social(社会)、Governance(企業統治:ガバナンス)の3つの尺度を重視し、長期的観点から、企業の利益が社会貢献につながる最も効果的な方法を検討し、「まずは身近なところから」をコンセプトに実施しております。</li> <li>・時間外労働の削減や有給休暇の取得促進</li> <li>・社員の健康指導の実施</li> <li>・仕事と育児の両立制度の実施(ワークライフバランスの取組み)</li> </ul> <p>2016年3月に子育てサポート認定事業主マーク「くるみん」を更新しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な人材活用(ダイバーシティ推進)</li> <li>・女性の活躍、活用機会の増大(ポジティブアクション)</li> <li>・One%Club(任意加入)による社会貢献活動(活動支援、復興支援の寄付活動等の実施)</li> </ul>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社は公明正大、透明で堅実な経営に徹し、株主を含む一般の投資家、機関投資家、アナリストの皆様に対し、迅速で公平、かつ正確でわかりやすい企業情報の発信に努めてまいります。なお、開示方法は金融商品取引法および株式会社東京証券取引所などの定める適時開示等に関する規則により、同社ホームページや当社ホームページに適時掲載するほか、独自の判断で、ニュースリリースをネット配信いたします。</p> <p>また、社内におきましては「インサイダー取引防止規程」および「ディスクロージャーポリシー」を遵守し、情報管理を徹底してまいります。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

2016年6月17日開催の取締役会において、改定することを決議いたしました「内部統制システムの構築に関する基本方針」は以下のとおりであります。

「内部統制システムの構築に関する基本方針」(2016年6月17日改定)

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業倫理およびコンプライアンスの意識の醸成を図り、当社および子会社から成る企業集団(以下、当社企業グループ)各社を横断的に統括するため、「コンプライアンス経営行動基準」を定め、活動規範を明確にする。
- (2) 内部統制システムの一環として、代表取締役社長を最高責任者とする内部統制委員会を設置し、その責任のもと、法令等および定款への適合性の確保に関する重要な問題に対し規程・ルール等の制定、運用支援を行う。
- (3) 内部統制委員会の下部組織として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる重要決定事項の通達、実務上の課題の洗い出しおよび検討を行うとともに、日常的な啓蒙活動や研修等を通じて、全社的なコンプライアンス経営行動基準の徹底を推進する。
- (4) 法令・定款等に違反する、あるいは疑義のある行為等を発見したときは、直接通報・相談を受ける体制としてコンプライアンスヘルプライン等を設置し、内部通報制度の実効性を確保する。通報・相談を受けた担当部門は直ちに内容を調査し、再発防止策を当該部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施させる。
- (5) 法務部および内部監査室は、独立した立場から全社のコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無に関する調査(モニタリング含む)に努める。また、法務部および内部監査室は、監査等委員会および会計監査人と定期的に会合をもち、情報交換に努める。
- (6) 経営の透明性とコンプライアンス経営および法令等の遵守の観点から顧問弁護士等の外部専門家と日常的に情報交換を行い、意見を聴取しつつ日常発生する諸問題に関して助言と指導を適宜受けられる体制を構築する。
- (7) 反社会的勢力の排除については、コンプライアンス経営行動基準において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する」旨を明記し、反社会的勢力との対決姿勢を徹底するとともに、警察等外部関係機関と連携を図り、これに対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係わる重要情報を、法令、定款ならびに文書管理規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存、管理(廃棄を含む)する。なお、文書管理規程の改定を行う場合には、取締役会の承認を得るものとする。
- (2) 代表取締役は取締役および執行役員の職務執行に係る情報の保存および管理(廃棄を含む)につき、全社的に統括する責任者を取締役の中から任命する。
- (3) 各責任部門の取締役は文書管理規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に適切に記録し、保存する。当該担当取締役は各責任部門の職務執行文書および情報の管理状況等について定期的に取締役会に報告する。
- (4) 情報の不正使用および漏洩の防止を徹底すべく、効果的な情報セキュリティ対策を推進する。なお、情報管理体制のIT化および情報セキュリティに関わる体制については、専門部門にて構築する。
- (5) 職務の執行に係る情報について、監査等委員会または内部監査室からの閲覧要請があれば、当該情報の存否および保存状況を直ちに検索し、常時閲覧できる体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険の管理については、リスク分類毎に、各責任部門が、リスクの洗い出しや定期的なリスクの見直しを行い、当該リスクの予防対策、軽減に取り組む。
- (2) 各責任部門の取締役は、必要に応じて具体的な個別事案の検証を通じてリスク管理体制の適正性の確保を図る。
- (3) 各責任部門は、リスク管理規程やその他リスク管理に係わるルール、ガイドライン、マニュアルなどの周知徹底を図るとともに、適時適切な研修の実施や監視・コントロールを担うシステムの構築および管理を行う。
- (4) 内部統制委員会は、リスク管理規程その他リスク管理に係わる諸規程を制定するとともに、各責任部門のリスク管理状況を網羅的、統括的に管理する。
- (5) コンプライアンス委員会は、内部統制委員会の下部組織としてコンプライアンスに係る重要事項の周知および指導のほか、実務上の課題の洗い出しと検討を行い、全社的な「コンプライアンス経営行動基準」の徹底を推進する。
- (6) 法務部は、内部統制委員会およびコンプライアンス委員会と連携し、組織横断的リスク管理および全社的な運用状況の調査(モニタリングを含む)を実施する他、必要に応じて、各責任部門に対して、助言、指導を行う。
- (7) 内部監査室は、その活動を円滑かつ実効あるものにするために、各責任部門の日常的なリスク管理の状況の監査、体制整備の運用状況の調査(モニタリングを含む)を実施する他、必要に応じて、各責任部門に対して、助言、指導を行う。
- (8) 総務人事部は、各責任部門と連携し、有事発生時の危険管理計画および事業継続計画を策定し、迅速な情報連絡および即時対応可能な体制を整備する。
- (9) 重大事案が発生した場合には、代表取締役社長を長とする対策本部を設置し、外部専門家を交え、状況の適切な把握、事態の早期解決のための対応等を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の意思決定を効率的に執行するために有効な職務分掌をはじめとする規程を整備し、当該規程に従い業務運営を行う。
- (2) 取締役会は、取締役の業務執行状況を監督する機関と位置付け、原則として毎月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- (3) 各責任部門を担当する取締役は各責任部門が実施すべき具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。月次の業績や成果は情報システムを活用し、管理会計手法を用いて、データ化し、経理担当取締役および取締役会に報告する。
- (4) 取締役会は、経営計画を具体化するため、当該計画に基づき、毎期、各責任部門の業績目標および予算を設定する。また、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定する。
- (5) 迅速かつ的確な経営判断を補完する機関として、常務会を定期開催し、経営課題の検討および報告を行う。
- (6) 監査等委員会は、内部監査室が実施する調査および監査を踏まえ、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制が適切に構築・運用されているかを監査し、取締役会に報告する。
- (7) 内部監査室は、期初に策定した内部監査計画に基づき、内部統制の有効性および業務全般にわたる業務監査を実施し、監査結果はその都度直接、代表取締役および監査等委員会に文書ならびに口頭で報告する。
- (8) デジタル変革推進室は、IT全般統制に関わる情報システムを整備し、有効なコミュニケーション機能の提供と情報セキュリティの確保を実現する。

5. 当社企業グループにおける業務の適正性を確保するための体制

- (1) 当社企業グループ各社の独立性を尊重しつつ、緊密な連携のもと、「コンプライアンス経営行動基準」の周知を図るとともに、主要な子会社にはコンプライアンス推進責任者を配置し、企業グループの業務の適正性の確保に努める。
- (2) 当社企業グループ各社における損失の危険の管理に関する規程その他の当社企業グループ各社の業務の適正性を確保するための規程を定め、当社企業グループ各社の業務の総合的管理・指導にあたる適正な体制を構築する。
- (3) 当社企業グループ各社における職務分掌、権限その他組織に関する基準を定め、当社企業グループ各社に対し、当該基準に準拠した体制を

構築させる。

(4) 当社企業グループ各社の担当取締役を定めた場合、当該担当取締役は、担当する会社の業務執行状況の監督、その他必要に応じた指導および体制を整備し、業務の適正性を確保する。

(5) グループ事業推進本部は、内部統制委員会およびコンプライアンス委員会と連携し、当社企業グループ各社における内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達、通報・相談制度、教育研修等が効率的かつ適正に行われる体制を構築する。

(6) 内部監査室は、独立した立場から調査および監査を実施し、その結果を当社企業グループ各社の代表取締役に報告するとともに、担当部門およびその責任者に報告し、必要に応じて改善策の指導、実施の支援・助言を行う。また、そのレビュー結果は都度、当社の取締役会あるいは常務会に報告される。

(7) グループ事業推進本部および内部監査室は、調査および監査によって当社企業グループ各社における損失の危険を予知し、あるいは把握した場合はその発見された損失の危険の内容、損失の程度および経営に対する影響等について、直ちに当社企業グループ各社の代表取締役に報告するとともに、当社の取締役会あるいは常務会に報告する。

(8) 子会社は、一定の重要事項について、子会社において機関決定する前に、当社に報告を行って、承認を受けなければならない。また、子会社は、その事業に関する一定の重要事項について、定期的に当社に報告しなければならない。

(9) 監査等委員会は、グループ事業推進本部および内部監査室が実施する調査および監査を踏まえ、取締役の当社企業グループ各社の管理に関する職務の執行を監査するとともに、当社企業グループ各社における業務の適正性を確保するための体制が適切に構築・運用されているかを監査する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人(以下、監査等委員会スタッフ)に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会が監査等委員会スタッフを要する場合、法務部を監査等委員会の職務を補助すべき組織とし、法務部の社員が監査等委員会スタッフを兼務する。

(2) 監査等委員会スタッフの任命・異動については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。

(3) 監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮命令に服し、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務を補助するものとし、当該職務に必要な調査(モニタリングを含む)を行う権限を有するものとする。また、監査等委員会よりその職務に関して指示を受けた場合は、当該指示された業務を他の業務に優先して遂行するとともに、当該指示された業務に関して、監査等委員である取締役以外の取締役の指揮・命令を受けない。

7. 取締役・使用人が監査等委員会に報告するための体制および子会社等の取締役等が監査等委員会への報告に関する体制

(1) 監査等委員会の職務の効果的な遂行のため、取締役ならびに執行役員および使用人は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社企業グループに事業運営上、重大な影響を及ぼす事項ならびに業務執行の状況および結果について報告する。

(2) 取締役および執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。

(3) 内部監査室および法務部は、内部監査や調査(モニタリングを含む)の実施状況、コンプライアンスヘルプライン等による通報状況およびその内容を監査等委員会に報告する。

(4) 当社企業グループ各社の役員、執行役員または使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、すみやかに報告を行う。

(5) 当社企業グループ各社の役員、執行役員または使用人は、法令等の違反行為または当社もしくは当社企業グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に対して報告を行う。

(6) 内部監査室および法務部は、監査等委員会に対し、当社企業グループ各社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況について、定期的かつ適時に報告を行う。

(7) 監査等委員会への報告は、誠実に漏れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度、遅滞なく行う。また、監査等委員会から報告を求められた場合には、すみやかに報告しなければならない。

8. 監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社企業グループの役員ならびに執行役員および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(2) 当社は、上記の不利な取扱いの禁止について、当社企業グループ各社に対して周知徹底する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、すみやかに当該請求に応じてこれを処理する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1) 各監査等委員は、その職務のために必要な場合は、社内外において開催される会議に参加できる。

(2) 監査等委員会は、代表取締役、法務部、内部監査室、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することができる。

(3) 内部監査室は、監査等委員会と緊密な連携を保持し、また、監査等委員会の要請に応じてその監査に協力する。

(4) 当社企業グループの取締役および執行役員は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、意思疎通、情報収集等が適切に行えるよう協力する。

(5) 当社企業グループの取締役および執行役員は、監査等委員会が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。

(6) 監査等委員会が職務遂行上、必要と認めるときには、弁護士、弁理士、公認会計士等の外部の専門家との連携が図れる環境および体制を整備する。

11. 当社企業グループに係わる財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制

(1) 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、財務報告に係わる内部統制システムの構築を行う。

(2) 財務報告に係わる内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に専門組織(内部監査室、内部統制委員会、プロセスオーナー会議等)を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己および第三者による継続的な評価ならびに改善・是正を行う体制を整備する。

(3) 適正かつ適時の財務報告のために、会計責任者およびR担当部門を設置し、法令および会計基準に沿った財務諸表を作成し、情報開示に関連する規程に則り協議、検討、確認を経て開示する体制を整備する。

(4) 会計責任者は、当社企業グループ各社に対しても財務報告に係わる体制整備、運用が適切に行われるよう、指導を行う。

(5) 会計責任者は、当社企業グループの評価・改善結果を、定期的に取締役会に報告する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、これらの団体からの要求を断固拒絶するとともに、これらの団体と関係のある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。また、警察署、顧問弁護士等との外部専門機関と連携に努め、また「警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」への加盟等により、組織全体で毅然とした態度で対応いたします。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 社内規則等の整備状況

当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」「コンプライアンス経営行動基準」において、全役員・全従業員は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、断固として対決する」旨を宣言し、当社企業グループにおいて、社内規則等の整備を行っております。

## (2) 社内体制の整備状況

### 1. 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

当社は、法務部に特殊暴力防止対策担当者を、広報IR推進室に不当要求防止責任者を置き、反社会的勢力に関する情報を統制し、対応する体制としております。

### 2. 外部専門機関との連携状況

当社は、警察署、顧問弁護士、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と反社会的勢力への対応に関し、すみやかに連携できる体制を整えております。

### 3. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

不当要求防止責任者および法務部の担当者は、定期的に外部専門機関から情報を入手し、当社企業グループに周知徹底すると共に、入手した情報の管理を行っております。

### 4. 対応マニュアル等の整備状況

当社は、反社会的勢力への対応マニュアル等を整備し、適宜改善しております。

### 5. 啓蒙活動の実施状況

当社は、当社企業グループの全役員・全従業員および協力会社社員に対し、年1回、反社会的勢力への対応を含むコンプライアンス研修および毎月の自己点検(コンプライアンスチェックシート)を実施し、周知徹底を図っております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

#### 適時開示体制について

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

##### 開示方針

当社は、株主および投資家のみなさまに公正かつ正確な情報を提供するため、東京証券取引所が定める適時開示規則に準拠して、情報およびその他の重要な情報を適時に公開しております。また、当社企業グループに関する情報につきましても有用と判断した場合には、積極的に開示しております。

##### 開示方法

適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い東京証券取引所への事前説明後、同取引所が提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)へ登録し、東京証券取引所内の「兜倶楽部」に対して同一資料を投函すると共に、当社ホームページにて掲載しております。

##### 社内体制

情報の集約および管理は、当社企業グループを含め、グループ事業推進本部が統括いたします。情報取扱責任者であるグループ事業推進本部長は、有価証券上場規程等に定める投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績に関する情報を認識した場合は、その旨を代表取締役에게報告すると共に、関係部門と協議しております。

当該開示資料の作成は主に広報IR推進室が法令・規則等に準拠して作成し、すみやかに開示の手続きを行っております。開示資料は、関係部門と協議後、代表取締役に提出し、取締役会の決議を経て適時、適切に開示しております。なお、当社では、会社情報を開示する際には、会社情報の内容により次のような体制をとっております。

#### 1. 決定事実

重要な決定事実については、原則として毎月1回開催する定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。決定された重要事実については、株式会社東京証券取引所の適時開示規則(以下「適時開示規則」といいます。)に従い、開示の要否を情報取扱責任者が中心となって検討し、開示が必要となる場合には迅速に行うよう努めております。また、取締役会には監査等委員が出席し、さらに必要に応じて会計監査人による監査およびアドバイス、ならびに弁護士によるアドバイスを受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

#### 2. 発生事実

重要事実が発生したときは、所管部門の責任者(取締役)が、当該事項を取締役に付議、報告いたします。コンプライアンスに関する事実については、広報IR推進室および法務部で審議後、広報IR推進室長または法務部長から取締役会に付議、報告します。報告された重要事実については、適時開示規則に従い、開示の要否を情報取扱責任者が中心となって検討し、開示が必要となる場合には迅速に行うよう努めております。また、必要に応じて会計監査人ならびに弁護士による監査およびアドバイスを受け、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

#### 3. 決算に関する情報

決算に関する情報につきましては、財務経理本部において月次決算をもとに常時、業績予想の修正の必要性について検討を行い、四半期・中間・期末決算日の翌月には決算発表数値の作成がなされております。会計監査法人による監査につきましては、財務経理本部の四半期、中間、期末の決算業務に平行して当該監査を受けており、決算に関する開示情報は全て取締役会において審議の上、承認を受け、当該取締役会開催日に決算情報を開示しております。

なお、取締役会には監査等委員が出席しておりますが、監査等委員は別途、定期的に会計監査法人と意見交換を行っております。また、内部監査室におきましても計画的に全ての部門を網羅した監査を実施しております。当社はこれらの体制構築により迅速で正確、かつ公平な決算情報の開示に努めております。

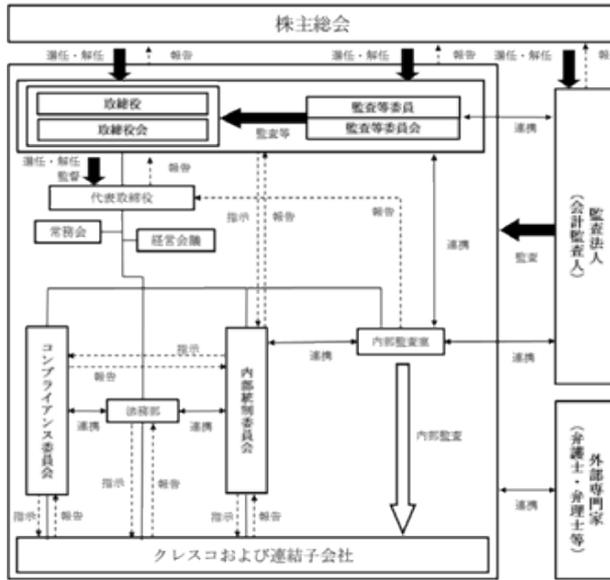
#### 情報管理について

当社企業グループの情報資産の管理については、「クレスコセキュリティポリシー」および「リスク管理規程」に基づき、「セキュリティ基本規程」「秘密保持規程」「インサイダー取引防止規程」「個人情報保護規程」等情報管理の軸となる規程類を定め、マネジメントラインで情報管理を徹底するとともに、内部統制上、特に重要な業務プロセスについては、ITによる統制を行っております。

#### 啓蒙・指導について

コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために重要なことは、経営トップをはじめとして、当社企業グループの全役員、全社員がその重要性を認識することが必須であると考えております。そのため、法務部が中心となって、グループ会社を含めたコーポレート・ガバナンス体制の構築と啓蒙指導を行っております。コンプライアンスチェックシートによる毎月の自己点検を義務づけ、ルールの周知徹底と定着を図るとともに、リスクマネジメントの観点から取締役会をはじめ、ライン組織や内部監査室、法務部によるモニタリングを実施し、事故の未然防止および再発防止に努めております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要



適時開示体制の概要

